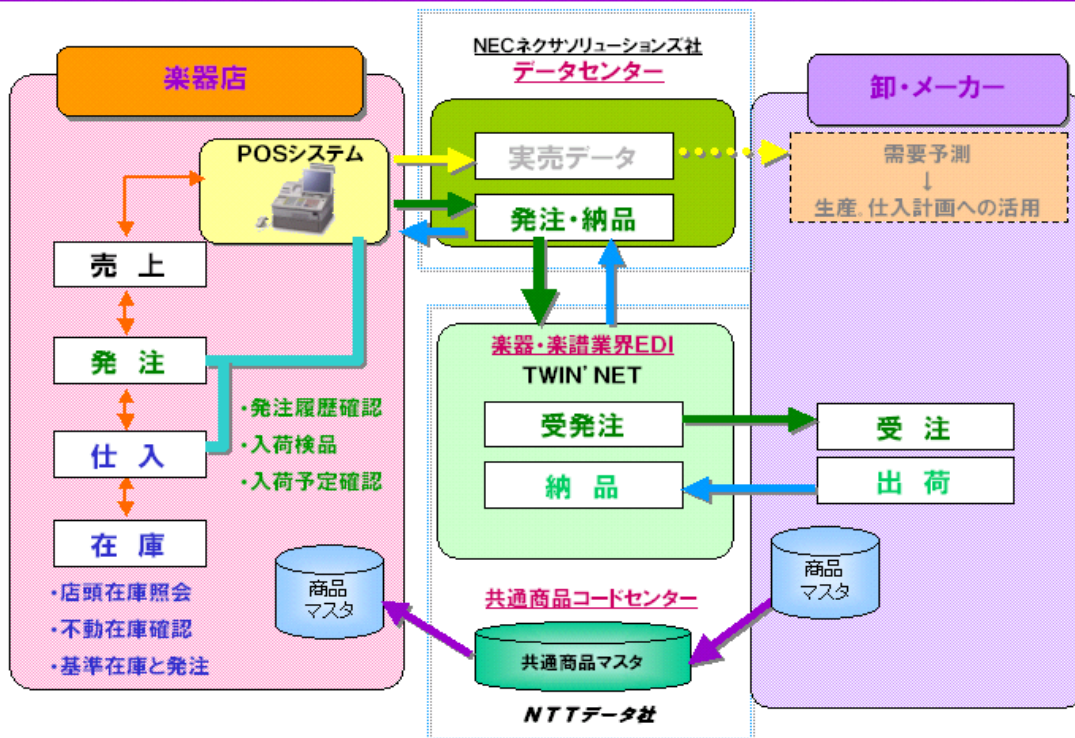


全国楽器協会 共通利用型情報基盤整備 運用マニュアル

I. はじめに

1. 運用基準書に則り、共通利用型情報システムの運用について以下に説明します。
2. 本運用マニュアルで使用する名称等は運用基準書に準じます。
3. 当運用マニュアルの改定は参画会員の改定提案を、情報活用委員会事務局が取り纏め運用ルール策定ワーキンググループメンバーの審議結果を全国楽器協会ホームページにて公開します。

共通利用型情報基盤整備全体図



II. 共通商品コードセンターの運用

1. 共通商品コードセンター登録の方法について

甲または乙が自社商品のマスター登録をする場合に以下の①または②の方法を選択して下さい。

① 自ら商品マスター登録を行なう方法

併せてデータ交換、実売データ入手を行なって下さい。

② 商品マスター登録をミュージックトレード社に委託する方法(代行登録)

保有する商品マスターの件数1500件以下を目安とし商品マスター登録を委託して下さい。

2. 共通商品コードセンターの正確性保持について

甲または乙の登録が丙のPOSにて反映される事を認識し、甲または乙は十分な留意の元に登録して下さい。

3 誤登録の場合の対応について

- ① 丙において登録上の不具合を発見した場合には、全国楽器協会ホームページにおいて掲載されている、当該甲または乙の担当者に連絡を入れ不具合の訂正を申し入れて下さい。
- ② 申入れを受けた当該甲または乙の担当者は直ちに共通商品コードセンターに対して修正データを送信する訂正の手配をして下さい。

4 商品マスターの確認と追記

丙は受信した商品マスターを確認して下さい。特に希望小売価格等を確認して下さい。必要に応じて売価や仕入値をPOS商品マスターに追記して下さい。

Ⅲ. 楽器・楽譜業界EDIを用いたデータ交換の運用

1 データ交換の方式

データ交換とは電子データの利点を生かし、相互間の情報交換を迅速・正確・的確におこなう事です。

参画会員は「楽器・楽譜業界EDI(以下EDI)」に複数の相手先データを送信します。

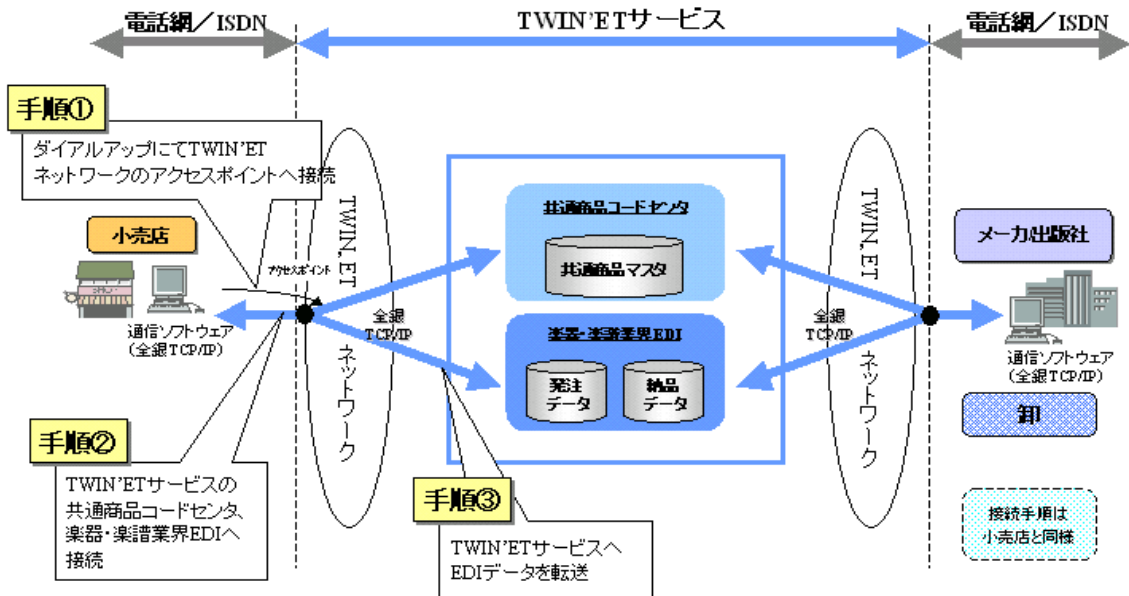
EDIでは送信先毎のメールボックスに振分けをおこないます。

参画会員はEDIと交信する事で、参画会員毎メールボックスに振分けされたデータをまとめて入手できます。

尚、「楽器・楽譜業界EDI」は別途、株式会社NTTデータ社とEDI利用契約が必要です。

共通商品コードセンター及び楽器・楽譜業界EDIへの接続について

共通商品コードセンター及び楽器・楽譜業界EDIへの接続は、NTTデータ提供の「TWIN'ETサービス」をご利用いただきます。



2 データ交換の範囲

- ① 受発注データ 丙から甲または乙への発注、乙から甲への発注
- ② 納品データ 甲または乙から丙への納品、甲から乙への納品
- ③ 返品データ 丙から甲または乙への返品、乙から甲への返品
- ④ 納期回答データ 甲乙から丙への納品回答、甲から乙への納品回答
- ⑤ 請求データ 甲または乙から丙への請求、甲から乙への請求

3 データ交換フォーマットと記載内容

- ① フォーマットと記載方法は全国楽器協会ホームページにて公開します。
- ② 納品場所については、データ交換開始前に両社間で納品場所コードを取決めて下さい。

4 受発注データおよび返品データの運用

- ① 商品コードは共通商品コードセンターに登録したJANコードを使用して下さい。
- ② 受注の締切り時間は発注先から発注元に連絡し取決めて下さい。
(当日出荷 or 翌日出荷締め時間等)
- ③ 発注元からデータ交換によって受けた受注について、発注先は取決めどおり出荷する事を原則として下さい。
- ④ 取決めどおりの出荷に発注先が対処出来ない場合、発注先は発注元に FAXまたは電話にて連絡して下さい。
 - ・ 在庫が無い場合は 納期回答、代替品 乃至は 廃番連絡等
 - ・ 受注商品が発注先で取り扱いできない等

⑤返品(丙からの通知)について双方の申し合せにより取交わして下さい。

5 納品データの運用

① 納品データには受注方式の如何を問わず全てを含めて下さい。

発注元からのデータ交換、WEB、FAX、電話、面談等、発注方法の如何に係わらず納品データを送付して下さい。納品データに含めるデータの範囲を双方で取決めて下さい。

② 納品データ受取締切時間は双方の取決めにておこなって下さい。

③ 納品データに使用する商品コードはJANコードを使用して下さい。

④ 発注先は出荷直後、もしくは翌朝には納品データとして発注元に送信して下さい。

⑤ 双方の申し合せにより返品(甲乙の受領)を納品データフォーマットで取交わして下さい。

6 納期回答データの運用

① 納期回答データを双方の申し合せによりデータ交換でおこなって下さい。

7 請求データの運用

① 請求データを双方の申し合せによりデータ交換でおこなって下さい。

IV. 実売データの運用

1 データ提供の方式

- ① 全楽協POSシステムを利用する丙の実売データは集約一本化され、商品マスター登録社(甲または乙)へ提供されます。
- ② 独自POSシステムを利用する丙の実売データは商品マスター登録社(甲または乙)へ社名を伏し提供されます。

2 実売データ提供店の公開

- ① POSシステム稼動店舗名は全国楽器協会ホームページにて公開します。

V. 楽器・楽譜業界実売の状況(実売サマリー)の運用

1 提供形式

実売データは全国楽器協会制定の楽器分類コード毎に集約し、参画会員にて販売分析等にお役立て頂けるようにエクセルシートとして提供します。

2 提供方法

株式会社ミュージックトレード社から、参画会員が指定するメールアドレス宛に電子メールで送付致します。

3 提供サイクル

株式会社ミュージックトレード社が用意した提供方式からの選択が可能です。

2006年8月3日作成